

松江市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市木造住宅耐震改修事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
- (3) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事又は建替工事であつて、その工事前の耐震診断の上部構造評点が1.0未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が1.0以上となる工事をいう。
- (4) 耐震補強等計画 耐震改修工事(建替工事を除く。)を実施するために行う補強計画(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録された者のうち、建築士資格を有するもの又は同等のものとして市長が認める技術者により設計されたものに限る。)又は地震に対する安全性の向上を目的とする建替工事を実施するために行う計画をいう。
- (5) 解体除却 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅を解体し除却することをいう。
- (6) 中心市街地細街路 2期松江市中心市街地活性化基本計画において設定された中心市街地の区域における建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に定義される道路をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金の額及び終期は次の表のとおりとし予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市木造住宅耐震改修事業費補助金
補助金の交付の目的	木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し、市民の生命を守り、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。

交付対象建築物	松江市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された階数 2 階以下の木造住宅で、国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のものであって建築基準法の規定（別に定めるものに限る。）に違反していない、耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であるもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着手されたものは、増築部分の延べ面積が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された部分の延べ面積の 2 分の 1 以内のものに限る。
補助対象事業費	交付対象建築物所有者が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事（建替工事にあつては、解体除却に要する費用を含む。）又は及び解体除却（以下「耐震改修等」という。）に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 耐震補強等計画 補助対象事業費の 3 分の 2 以内の額（上限 40 万円） (2) 耐震改修工事 ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅補助対象事業費（1 平方メートル当たり 34,100 円を限度とする。以下この号において同じ。）に 0.30 を乗じて得た額（上限 100 万円） イ 中心市街地細街路沿線以外の木造住宅補助対象事業費においては、0.23 を乗じて得た額（上限 75 万円） (3) 解体除却 補助対象事業費に 0.23 を乗じて得た額。ただし、中心市街地細街路沿線の木造住宅にあつては上限 35 万円、中心市街地細街路沿線以外の木造住宅にあつては上限 28 万円
終期	令和 3 年 3 月 31 日

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付を受けようとする場合

- ア 対象建築物の案内図、平面図
- イ 耐震診断の結果報告書の写し
- ウ 事業に係る費用の明細書の写し
- エ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする場合

- ア 対象建築物の案内図、平面図
- イ 耐震診断の結果報告書の写し
- ウ 改修計画図その他補強方法を示す図書（改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。）
- エ 耐震改修工事であることが確認できるもの
- オ 事業に係る費用の明細書の写し
- カ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 解体除却に係る補助金の交付を受けようとする場合

- ア 対象建築物の案内図、平面図
- イ 耐震診断の結果報告書の写し
- ウ 解体除却の方法等を示す図書
- エ 事業に係る費用の明細書の写し
- オ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付決定を受けた場合

- ア 計画において対象建築物の耐震性能が確認できるもの
- イ 設計図書（改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。）
- ウ 耐震補強等計画に係る委託契約書等の写し
- エ 耐震補強等計画に要した費用の領収書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付決定を受けた場合

- ア 工事後の建築物についての耐震診断の結果が確認できるもの
- イ 竣工図（改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。）
- ウ 改修工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
- エ 耐震改修工事等に係る工事請負契約書の写し
- オ 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(3) 解体除却に係る補助金の交付決定を受けた場合

- ア 解体除却の施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
 - イ 解体除却に係る工事請負契約書の写し
 - ウ 解体除却に要した費用の領収書の写し
 - エ 対象建築物の滅失登記簿の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
- （雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（補助金等の額の特例）

- 2 平成23年2月23日から平成23年3月31日までの間に、第4条第1項の規定に基づき提出された申請に係る補助金等の額は、第3条の表補助金等の額の項に規定する額にかかわらず、次のとおりとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき国及び松江市が負担する住宅耐震改修に対する助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1） 補助金の額（地方公共団体分）

次に掲げる額の合計額と、耐震改修工事に要する費用（1平方メートル当たり32,600円を限度とする。以下同じ。）の額のいずれか少ない方の額とし、875,000円を上限とする。

ア 耐震改修工事に要する費用の額に0.23を乗じて得た額（750,000円を上限とする）。

イ 500,000円からアで得た額に0.5を乗じて得た額を引いて得た額（300,000円を上限とする）。

（2） 所得税額の特別控除の額（国税分）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

補助金は、前項各号の合計額から同項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。